

【 海外へ転出される方へ 】

固定資産税

のお手続きをお忘れなく！

海外へ転出される場合、その間、固定資産税等の通知の受取りが出来なくなるため、本人の代わりにそれらの受取り・支払いなど行ってもらえる方（納税管理人）の申請をお願いしております。

お手数ではございますが、
資産税担当（税務室）へ
お手続きをお願いいたします。



和泉市イメージキャラクター
コダイくん・ロマンちゃん

お手続きに必要なもの

☆ 印鑑（認印＜所有者・納税管理人のもの＞）

※ 原則、所有者様ご本人に手続きをお願いしております。

※ 口座振替の場合、再度お手続きが必要となります。

【お問合せ】和泉市総務部税務室 資産税担当 Tel 0725-99-8107